

農業研修・支援制度の御案内

就農前の研修制度

秋田県の事業～“未来農業のフロンティア育成研修”

こちらの受付窓口は、就農する市町村です。

・就農前の2年間、農業試験場や果樹試験場、畜産試験場などで、就農に必要な生産技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修です。

未来農業の フロンティア育成研修

県と市町村が協調して研修奨励金を交付します。

[交付額] 7.5万円程度/月(2年間)

■研修希望者の受講資格

次に掲げる要件をすべて満たし、市町村長の確認が得られる方

- ①新たに農業を始めようとする方又は現に農業を営む方で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後の県内就農が確実と見込まれる方
- ②申請時の年齢が、原則50才未満の方

■農業次世代人材投資資金(準備型)が活用出来ます。この場合には、研修奨励金は交付しません。

秋田県の事業～“地域で学べ! 農業技術研修”

こちらの受付窓口は、就農する市町村です。

・就農前の1～2年間、市町村の農業研修施設等で就農に必要な生産技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修です。

地域で学べ! 農業技術研修

県と市町村が協調して研修奨励金を交付します。

[交付額] 7.5万円程度/月(1～2年間)

■研修対象者の要件

次に掲げる要件を満たす方

- ①新たに農業を始めようとする方又は現に農業を営む方で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後就農が確実と見込まれる方
- ②申請時の年齢が、原則50才未満の方

■農業次世代人材投資資金(準備型)が活用出来ます。この場合には、研修奨励金は交付しません。

国の事業～“農業次世代人材投資資金(準備型)”

こちらの受付窓口は、秋田県農業公社です。

・県が認めた研修機関等でおおむね1年以上研修を受ける方で、以下の要件を満たす方が対象です。

農業次世代人材投資資金 (準備型)

農業技術等の研修中に、資金を交付します。

[交付額] 年間最大150万円/年(最長2年間)

- ①就農予定時の年齢が原則として50歳未満の方
- ②県が認めた研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
 - ・自ら農業経営を行う方(独立・自営就農)
 - ・農業法人に雇用されて就農する方(雇用就農)
 - ・親元就農し、5年以内に経営を継承(農地の所有権移転又は利用権設定が必要)するか農業法人の経営者になる方
- ④原則として前年の世帯全体の所得が600万円以下である方

※県が実施する「未来農業のフロンティア育成研修」、「地域で学べ! 農業技術研修」を対象にすることが出来ます。

■準備型資金の留意点(資金の返還となる場合)

- ①適切な研修を行っていない場合
- ②研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合
- ③親元就農者が就農後5年以内に農業経営を継承しなかった場合又は農業法人の経営者にならなかった場合
- ④独立・自営就農者が就農後5年以内に認定新規就農者にならなかった場合
- ⑤独立・自営就農、雇用就農を交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間継続しない場合
- ⑥就農状況報告、住所等変更報告、就農報告を行わなかった場合



国の事業～“農の雇用事業”(雇用就農者育成・独立支援タイプ)

こちらの受付窓口は、秋田県農業会議です。

農の雇用事業

農業法人等が新規就農者を雇用して研修を実施する場合、法人に必要な経費を助成します。

[助成額] 120万円/年(最長24ヵ月)

※研修生の条件により加算あり

■農業法人等の主な要件(詳細は募集要領で御確認ください)

- ①研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修指導者」(原則として農業経験が5年以上ある役員等)を置くこと。※複数可
- ②研修生との間で、期間の定めのない雇用契約を締結し、労働保険に加入させること。独立を前提とした研修生の場合は有期雇用契約でも可。法人の場合は社会保険(健康保険・厚生年金)にも加入させること。
- ③1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること。
- ④この事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと。
- ⑤休憩・休日・有給休暇の確保に取り組んだ上で、1)労働時間管理、2)モチベーションアップの仕組みの導入、3)男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を既に取り組んでいる、又は研修開始1年以内に新たに取組むこと。

■研修生の主な要件(詳細は募集要領で御確認ください)

- ①研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員採用日時点で50歳未満であること。
- ②研修開始時点で正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヵ月未満であること。
- ③過去の農業経験が正社員採用日時点で5年以内であること。
- ④過去に農業次世代人材投資資金(青年就農給付金を含む)の準備型の交付を受けて同様の研修を受けていないこと。



■応募の流れについて



就農後の支援制度

こちらの受付窓口は、就農する市町村です。

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を満たす方が対象です。

(国の事業)

次世代人材投資資金 (経営開始型)

農業を始めて間もない時期に、資金を交付します。

[交付額] 年間最大150万円/年(最長5年間)

- ①市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方
- ②原則として50歳未満で独立・自営就農する方
- ③就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ④原則として前年の世帯全体の所得が600万円以下である方

(県の事業)

ミドル就農者経営確立支援事業

[交付額] 年間最大120万円/年(最長3年間)

50才以上60才未満で独立・自営就農した方

(要件は国の農業次世代人材投資資金に準じます)

※ 独立・自営就農とは、以下の要件を全て満たすことを指します。

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ④ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

■留意点

- ① 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承(利用権設定等)する場合は、その時点から対象となります。
- ② 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められることが必要です。
- ③ 中間評価で経営の改善が見込みがたいと判断された場合は交付停止となります。
- ④ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農をしなかった場合は月単位で返還となります。
- ⑤ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。
- ⑥ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有している場合は園芸施設共済等に加入する必要があります。